

三輪地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、三輪地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三輪地区の住民相互の交流と親睦を図り、地域課題の解決、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と安心して暮らせる住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地区住民相互の情報交換と住民間のコミュニケーションに関する事。
- (2) スポーツの振興と健康・福祉の増進に関する事。
- (3) 防災・防火・防犯に関する事。
- (4) 生活環境の向上と環境美化に関する事。
- (5) 交通安全に関する事。
- (6) 子どもたちの教育及び健全育成に関する事。
- (7) 三輪地区の歴史・文化の学習に関する事。
- (8) 行政及び関係機関との連絡・調整に関する事。
- (9) その他目的達成のために必要な事業に関する事。

(会員)

第4条 協議会の会員は、三輪地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種活動団体とする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、長野市三輪支所内に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会に、総会、理事会及び三輪地区内の課題に応じた部会を置く。

(総会)

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、評議員と理事をもって構成し、毎年1回、通常総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は評議員の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 協議会の会長、副会長及び監事を選任すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 総会の議長は、その総会において出席した評議員の中から選出する。
 - 4 会員は総会を傍聴することができる。

第3章 評議員

(評議員)

第8条

- 1 評議員は、各地域代表者、各地域公民館代表者、別表に掲げる各種団体代表者、有識者及び公募者とする。
- 2 地域代表者は、各地域から3名を選出する。
- 3 有識者及び公募者は、理事会の承認を得た者とする。
- 4 評議員の任期は2年とする。ただし、評議員が任期の途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員等

(役員)

第9条

- 1 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内 (うち1名は会計担当とする。)
 - (3) 部会長 各部会 1名
 - (4) 副部会長 各部会若干名
- 2 会長及び副会長は、部会の役員を兼務できるものとする。
- 3 理事会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

(監事)

第10条

協議会に、監事2名を置く。

監事は理事を兼ねることができない。

(役員等の任務)

第11条

役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、総会及び理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、理事会の議長となるほか、会長に事故あるときは、その職務を代理す

る。

- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理を担当する。
- (4) 部会長は、担当部会の運営に当たり、担当部会を招集する。
- (5) 副部会長は、部会長を補佐し、部会の議長となるほか、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 監事は、協議会の会務、会計の監査を担当する。

(役員等の任期)

第12条

役員等の任期は、選任された通常総会から2年後の通常総会の日までとする。

- 1 役員等の再任は、さまたげない。
- 2 役員は、後任者が就任するまでの間は、その任に当たるものとする。

第5章 理事

(理事)

第13条 理事は、会長、副会長、部会長、副部会長及び区長の職にある者とし、各職と兼務する。
理事の任期は、各職の在任期間中とする。

(理事会)

第14条

理事会は、常設の議決機関であって、理事をもって構成し、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 協議会の会長、副会長及び監事を総会に推薦すること。
- (3) 事務局長を選出し、会長が委嘱すること。
- (4) 部会長及び副部会長の承認を行うこと。
- (5) 会則の改廃に関する提案をすること。
- (6) 表彰及び慶弔に関すること。
- (7) 評議決定した事項を会員に周知すること。
- (8) やむを得ない事情で総会が開催できない場合、第7条2項の事項について、理事会が決定することができる。ただし、この場合において、直後に開催する総会において承認を得なければならない。
- (9) その他会務の執行に関する事項を定めること。

第6章 部会

(部会)

第15条

- 1 部会は、第2条の目的達成のための実行機関として、第3条の活動を遂行する。
- 2 部会は、総務（区長）部会、健康・福祉部会、安全・安心・防災部会、環境美化部会、教育・文化部会、区民広場部会とする。
- 3 部会は、必要に応じ理事会の承認を得て追加、変更できるものとする。

- 4 部会長及び副部会長は、部会から推薦する。

第7章 会議

(会議の招集)

第16条

理事会と部会は、会議の長が必要と認めたとときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第17条

- 1 会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決する。
- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の議長に委任したものとみなす。

第8章 事務局

(事務局)

第18条

- 1 協議会の運営を円滑に行うために、第5条に定める事務所に事務局を置く。
- 2 事務局は職員を配置し、本会の運営及び活動に伴う事務並びに会計出納事務を担う。
- 3 事務局は必要に応じて事務を統括する事務局長を置く。
事務局長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 事務局長及び職員は会議の長が指定した会議に出席し、意見を述べることができる。

第9章 会計

(経費)

第19条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第21条 協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

会員が帳簿等の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り拒むことができない。

(監査と報告)

第22条 監事は、会計年度終了後に会務、会計監査を行い、通常総会に報告する。

その他

(雑則)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、理事

会で定める。

附 則

この会則は、平成 20 年 12 月 6 日から施行する。

この改正会則は、平成 22 年 4 月 24 日から施行する。(第 8 条、第 9 条、第 10 条)

この改正会則は、平成 24 年 4 月 7 日から施行する。

この改正会則は、平成 27 年 4 月 4 日から施行する。